

第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる  
社会づくり計画

(第6次鳥取県男女共同参画計画)

令和8年3月  
鳥取県

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 | 鳥取県が目指す姿                         | 2 |
| 3 | 基本理念                             | 2 |
| 4 | 計画の位置づけ                          | 3 |
| 5 | 計画の期間                            | 3 |
| 6 | 県、市町村、県民、事業者及び民間団体の責務            | 4 |
| 7 | 計画の推進体制                          | 4 |
| 8 | 計画の進行管理                          | 4 |

## 第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 鳥取県の人口           | 5 |
| 2 | 男女共同参画をめぐる鳥取県の特徴 | 6 |
| 3 | 分野ごとの現状と課題       | 7 |

## 第3章 計画の内容

|                                      |                     |    |
|--------------------------------------|---------------------|----|
| 鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の体系       |                     | 15 |
| 基本テーマA ウェルビーイング（well-being）に向けた環境づくり |                     |    |
| 重点目標1                                | 働く場における女性の活躍推進      | 16 |
| 重点目標2                                | 地域・社会活動における女性の活躍推進  | 19 |
| 基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり               |                     |    |
| 重点目標3                                | 生涯を通じた健康支援          | 20 |
| 重点目標4                                | 誰もが安心して暮らせる環境整備     | 22 |
| 重点目標5                                | ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶  | 24 |
| 基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり          |                     |    |
| 重点目標6                                | 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 | 26 |

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定趣旨

鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（以下「本計画」という。）は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

鳥取県では、平成12年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定した後、平成13年から5回にわたり「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を総合的に進めてきました。

このような取組により、病児・病後児保育施設や放課後児童クラブなどの子育て支援施設の充実、年度当初の保育所待機児童数0人の継続など、働きながら子育てしやすい基盤の整備が進み、審議会等委員や管理職に占める女性割合が全国上位となるなど、様々な場面で活躍する女性の姿が見られるようになってきました。

このような変化が見られる一方で、社会には固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、自治会など地域活動の場における意思決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護などの家庭における負担は依然として女性に偏っています。固定的な性別役割分担意識や無意識のうちには生じている性別による思い込み（アンコンシャス・バイアス（※1））は、男女共同参画社会の実現に向けての大きな障壁になります。

これらの解消を図り、誰もが働きやすく暮らしやすい社会を築くため、令和7年度から、地域・若者・子育て等の集まりや団体、職場等の様々な年代・属性の方々と草の根的な対話を行う「みんなで話彩<sup>はなさい</sup>や」を開催し、意見交換を通じて性別に起因する違和感や課題を集め共有する取組を実施してきたところであり、今後は更に気づきや行動変容につなげ、アンコンシャス・バイアスを打ち破っていく県民運動を行う必要があります。

また、近年、地方における人口減少、女性の転出超過が続いており、「若者や女性にも選ばれる地方」の実現が急務となっていることから、女性がやりがいを持って取り組める仕事の創出、女性にとって魅力的な職場づくり、そのための人材確保・育成及び体制づくり等に取り組む必要があります。

さらに、「人生100年時代」を見据え、一人一人がその時々のライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、仕事と家庭生活を両立できる多様で柔軟な環境の整備、学び続け活躍し続けられる環境の整備、生涯にわたる健康の実現など、多様性を尊重した持続可能な働き方、暮らし方への変革に取り組むことが求められています。これは、男性も含めた全ての人を取り巻く環境の改善につながり、さらにはウェルビーイング（well-being（※2））の実現に資するものです。

なお、鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、多様な生き方が選択できるものであることから、その理念が広く理解されるよう、「鳥取県男女共同参画計画」の名称を第5次計画（令和3～7年度）から、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」に変更しています。

本計画では、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、さらなる取組を推進します。

※1 自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」とも呼ばれる。

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

## 2 鳥取県が目指す姿

《共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県》

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、多様な生き方が選択でき、一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

本計画では、その実現に向けて、小さな県であることの「機動性」や、「顔が見えるネットワーク」、人とひと、地域との強い絆「支え愛」の精神など、鳥取県の強みや特色を活かし、県民の皆さん、企業や市町村などと協働、連携しながら、「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標に、鳥取県らしい男女共同参画の推進に取り組みます。

### ○ 家庭では

お互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。

### ○ 地域では

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

### ○ 職場では

働きやすく、個人の能力を発揮し活躍できる職場環境が整い、一人一人が家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。

### ○ 学校では

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

## 3 基本理念

平成12年に制定した「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づく次の7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

## 4 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として策定し、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

### (1) 女性活躍推進法との関係

鳥取県では、女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「第3次鳥取県女性活躍推進計画」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

本計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。「働く場における女性の活躍推進」は本計画においても重要な要素として、重点目標1に位置付けており、「第3次鳥取県女性活躍推進計画」の内容も踏まえ、男女共同参画の推進に向けて一体的に取り組んでいきます。

### (2) 国や他の計画との関係

本計画は、男女共同参画に関する動向や国の「男女共同参画基本計画」を踏まえ策定しています。

さらに、「輝く鳥取創造総合戦略」、「シン・子育て王国とっとり計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」、「鳥取県人権施策基本方針」など、県の関連計画とも整合性を図りながら取組を進めます。

### (3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられており、本計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。

【SDGs 17のゴール】 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【国が定めた8つの優先課題】

- ①あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

【本計画の重点目標と関連するSDGsのゴール】

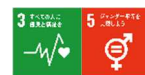
重点目標1 働く場における女性の活躍推進



重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進



重点目標3 生涯を通じた健康支援



重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備



重点目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成



## 5 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

## 6 県、市町村、県民、事業者及び民間団体の責務

### (1) 県の責務

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、本計画を定め、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的に推進します。

県は、県民、事業者、国及び市町村と連携強化を図りながら、男女共同参画を推進します。

### (2) 市町村の責務

市町村は、地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。

### (3) 県民の責務

県民一人一人が男女共同参画に対する理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで取組を実践します。

### (4) 事業者の責務

事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など働きやすい職場環境づくりを進めます。

事業者は、一人一人が性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、活躍できる職場環境づくりを進めます。

### (5) 民間団体の責務

民間団体は、県や市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じて、男女共同参画の視点に立った様々な活動を展開します。

## 7 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を推進していくことが必要です。そのため、オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進める体制を整備します。

### (1) 鳥取県男女協働未来創造センター（よりん彩）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動の展開、男女共同参画及び女性の職業生活における活躍に関する様々な研修の実施、図書、DVD等の貸出し、情報提供、相談事業、活動支援、市町村と連携した男女共同参画社会づくりの推進などを行っています。

### (2) 鳥取県男女共同参画審議会

本計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、鳥取県男女共同参画推進条例に基づき設置された、県の附属機関です。

男女共同参画施策の推進状況について審議し、県に提言します。

### (3) 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、各部署が連携し取り組んでいくため、副知事を座長に各部署長などで構成する県庁内の機関です。

本計画に関する施策の進捗管理や具体的な取組について議論します。

### (4) 女性活躍とっとり会議

経済界主導のもと、経済団体、労働団体、行政等が一丸となって県内の女性の活躍機運醸成を図るために設置された官民連携組織です。

女性活躍推進法第27条第1項に基づく「協議会」に位置づけており、女性の職業生活における活躍に関する取組について検討し、取組を進めていきます。

## 8 計画の進行管理

鳥取県男女共同参画行政推進会議において、毎年度、数値目標及び具体的施策により、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど適切な進行管理を行います。

県は、本計画の進捗状況を県民と共有するため、施策の実施状況や数値目標の達成状況をとりまとめた年次報告書を作成し、公表します。

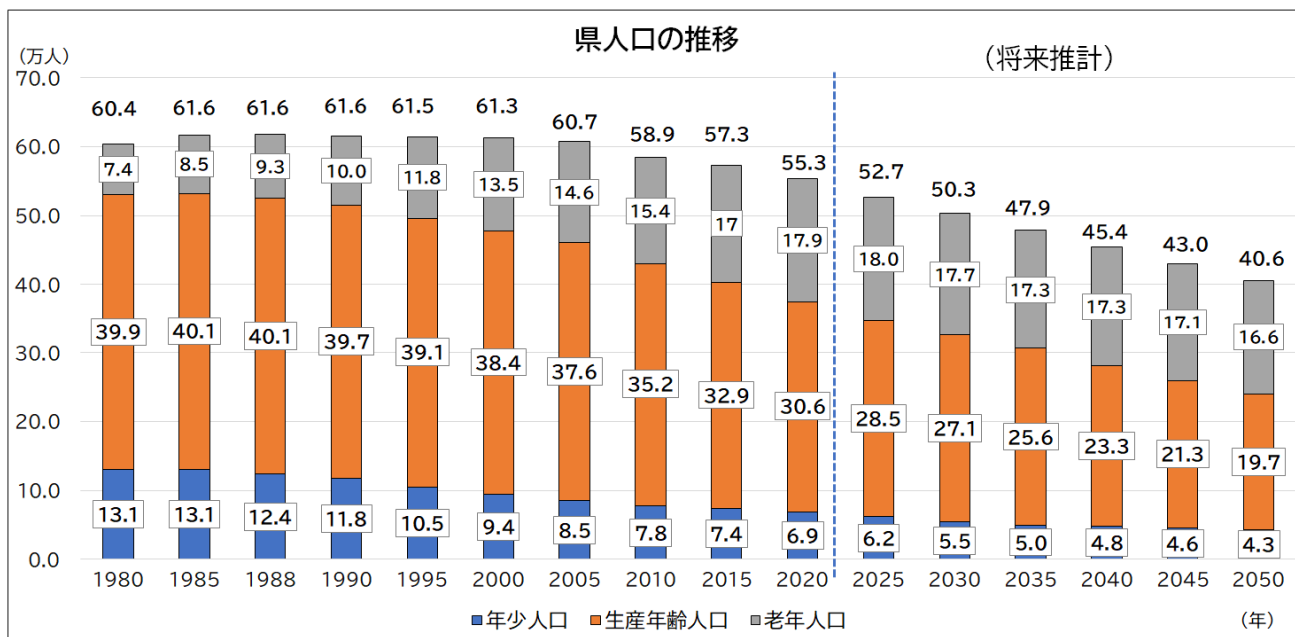
## 第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

### 1 鳥取県の人口

鳥取県の総人口は昭和63（1988）年に過去最高の616,371人となった後、減少を続けており、令和32（2050）年には、令和2（2020）年に比べて73%の規模になる見通しとなっています。令和27（2045）年には従属人口（年少人口と老年人口の合計）と生産年齢人口がほぼ同程度となり、令和32（2050）年には従属人口が生産年齢人口を上回ると予想されています。

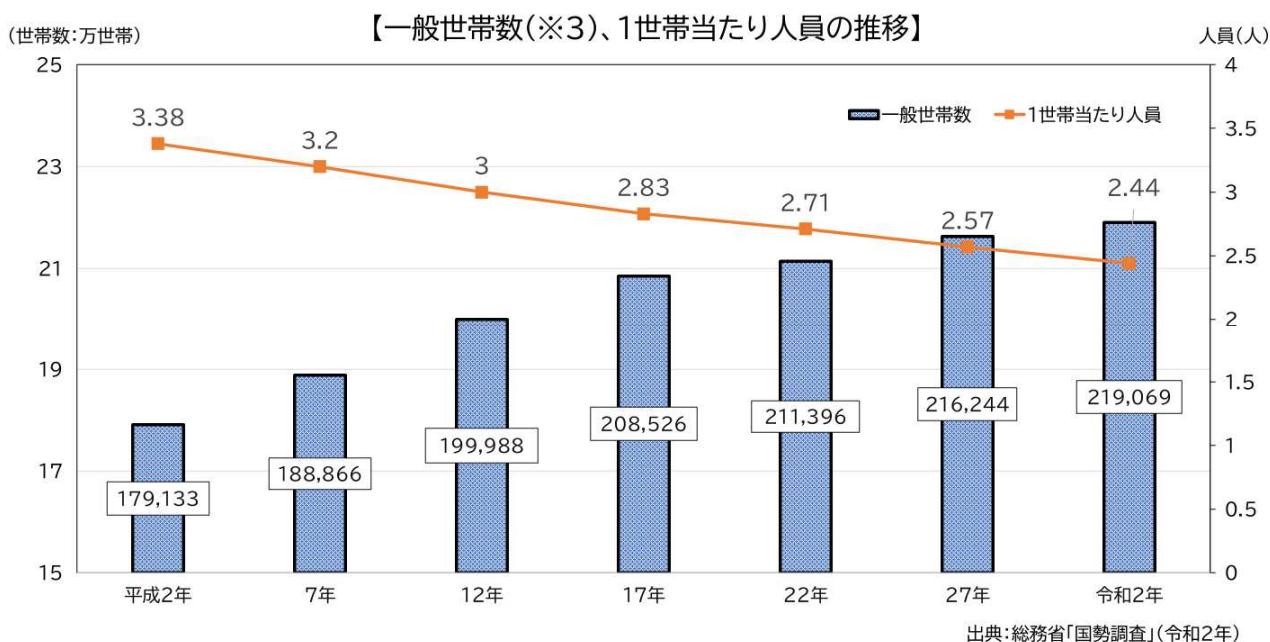
また、鳥取県の一般世帯数は増加が続いていますが、1世帯当たりの人員は減少しています。

人口減少や人口構造の変化は、地域の担い手不足や経済力・活力の低下など、地域、経済、家庭生活等に様々な影響を与える恐れがあります。



出典：1980~2020年：総務省統計局「国勢調査」、県統計課「鳥取県の推計人口」による推計人口

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年10月推計）



出典：総務省「国勢調査」（令和2年）

※3 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者の数のこと

## 2 男女共同参画をめぐる鳥取県の特徴

### 育児中も含め働く女性が多い

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| M字カーブ（※4）の窪みの浅さ       | 全国8位（3.8ポイント） |
| 女性の労働力率（※5）（15歳以上）    | 全国10位（54.8%）  |
| 女性の労働力率（生産年齢（15～64歳）） | 全国5位（77.4%）   |
| 管理的職業従事者の女性比率         | 全国2位（23.3%）   |
| 有業者に占める女性の割合          | 全国7位（47.2%）   |
| 育児をしている女性の有業率         | 全国2位（73.9%）   |

### 子育て環境が整い、共働き世帯も多いが、男性の家事育児参画は十分とはいえない

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 保育所待機児童数（年度当初）         | 全国1位（0人）      |
| 小児科医師数（15歳未満10万人当り）    | 全国1位（184.8人）  |
| 夫婦共働き世帯の割合             | 全国11位（54.6%）  |
| 男性の家事育児時間（6歳未満の子を持つ世帯） | 全国13位（117分/日） |

### 自治体における政策方針決定の場への女性参画は全国トップレベルだが、地域活動では遅れも見られる

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 県職員の課長級以上に占める女性割合  | 全国1位（25.3%）  |
| 県の審議会等委員に占める女性割合   | 全国4位（42.7%）  |
| 県防災会議の委員に占める女性割合   | 全国4位（40.6%）  |
| 市町村の審議会等委員に占める女性割合 | 全国1位（34.7%）  |
| 自治会長に占める女性の割合      | 全国30位（4.4%）  |
| 女性議員がゼロの市町村議会の割合   | 全国22位（10.5%） |

#### <出典>

##### M字カーブの窪みの浅さ

- ・総務省統計局「令和2年国勢調査」

##### 女性の労働力率（15歳以上、生産年齢）

- ・総務省統計局「令和2年国勢調査」

##### 管理的職業従事者の女性比率、有業者に占める女性の割合、育児をしている女性の有業率、夫婦共働き世帯の割合

- ・総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」

##### 保育所待機児童数

- ・厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ（令和7年4月1日）」

##### 小児科医師数

- ・厚生労働省「令和4（2022）年医師・歯科医師・薬剤師統計」

##### 男性の家事育児時間

- ・総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」

##### 自治体における政策方針決定の場への女性参画状況

- ・内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ（令和7年3月作成）」

※4 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること

※5 働く意思を持っている、労働が可能な人口がどのくらいの割合かを示したもの

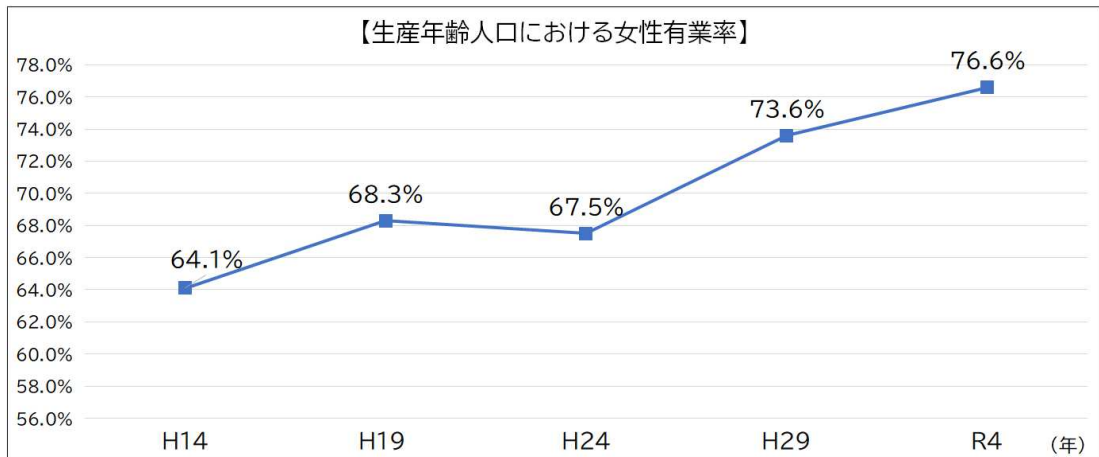
### 3 分野ごとの現状と課題

#### (1) 働く場における現状と課題

鳥取県における生産年齢人口（15～64歳）の女性の有業率は76.6%と、全国平均（72.8%）を上回っています。「シン・子育て王国とっとり」の取組と相まって、子育てしながら働くことができる基盤整備が進んできており、保育所等の年度当初における待機児童数0人も継続していますが、少子化が加速化する中で地域保育のあり方などが課題となっています。また、全国に比較しても高齢化が進展しており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。

長時間労働などを前提とした男性中心の働き方や、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、家事・育児や介護など家庭の仕事の多くは女性に偏っており、働く場において女性が活躍する上での阻害要因となっています。

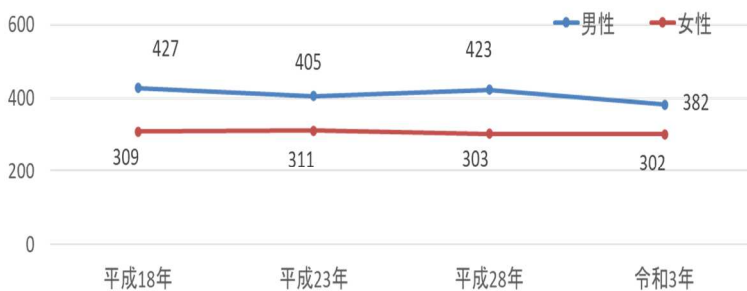
一方で、男性においても、長時間労働や男性の家庭責任に対する職場の理解不足等により、仕事と家庭の両立が困難な場合があります。



出典：総務省「R4就業構造基本調査」

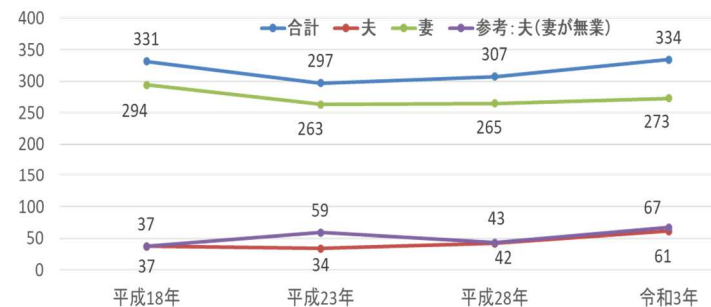
#### 【有業者の1日の仕事時間】

(単位：分、週全体平均)



#### 【子どものいる夫婦共働き世帯の1日の家事関連時間】

(単位：分、週全体平均)



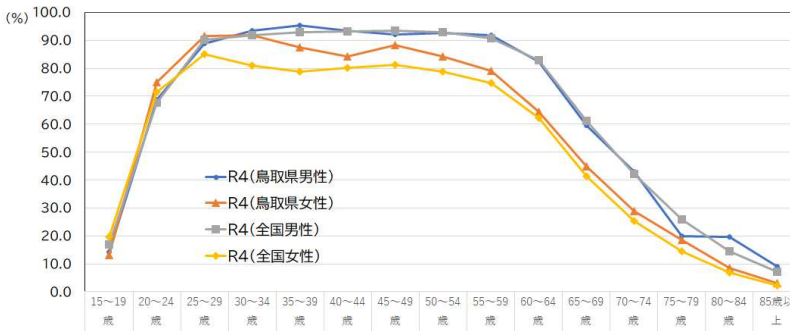
出典：総務省統計局「社会生活基本調査」（令和3年）

鳥取県の有業者のうち女性の比率は47.2%（令和4年就業構造基本調査）です。女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚、出産、子育て期も継続就業する人が増え、M字カーブはほぼ解消されつつありますが、10代後半から女性の正規雇用率が徐々に低下することが課題となっており、働きたい人全てが希望する形態で働けるような取組が必要です。また、女性は男性より非正規労働者が多いため、災害発生や感染症流行などの非常時には、職を失いやすい傾向があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワーク（※6）の導入をはじめとするオンライン手法の活用が進み、多様で柔軟な働き方の創出や普及も期待されています。

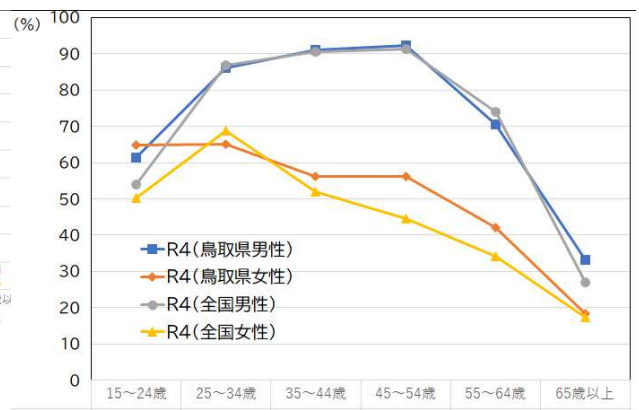
※6 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。

【年齢階級別の有業率】



出典：総務省統計局「就業構造基本調査」（令和4年）

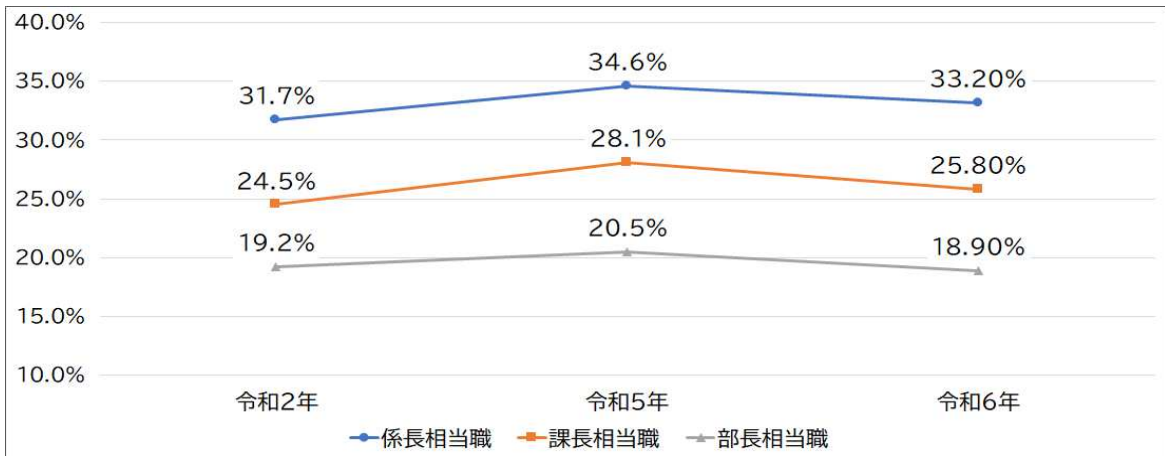
【年齢階級別の正規雇用率】



鳥取県では、経済団体、労働団体、行政が一体となり女性活躍に向けた取組を推進する「女星活躍とっとり会議」を設置し、様々な取組を進めてきた結果、女性管理職のいる事業所の割合や企業の管理的地位に占める女性の割合は増えつつありますが、引き続き企業における女性活躍を促進する必要があります。

また、女性従業者が多く、重要な担い手となっているにも関わらず、意思決定過程への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害時に男女共同参画の視点に立った活躍が期待される防災分野、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット：様々なモノがインターネットに接続されること）、ロボットなど先端ICT（情報通信技術）の開発・運用をはじめとした情報通信分野など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を進める必要があります。

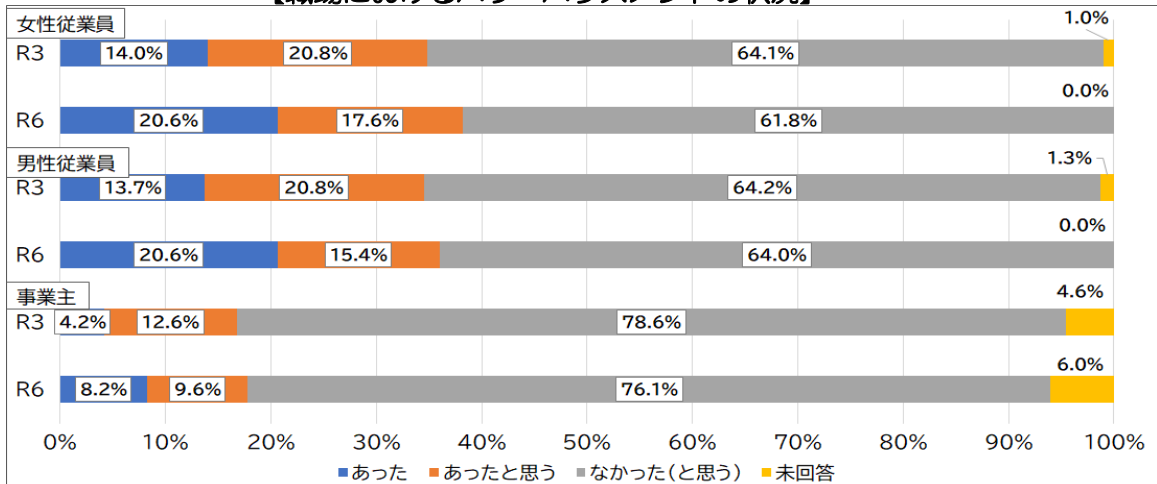
【管理的地位に占める女性割合の推移（10人以上の企業）】



出典：鳥取県企業の女性管理職登用等実態調査（令和2、5、6年）

性別を理由とする差別的な取扱いや職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメント、カスタマーハラスメントなど、安心して働くことを阻害する様々なハラスメントも生じており、問題となっています。

【職場におけるパワーハラスメントの状況】



出典：鳥取県職場環境等実態調査（令和3、6年）

(2) 地域・社会活動における現状と課題

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、防犯活動などによる支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。

一方で、単独世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくためには、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム発表）（※7）」令和7（2025）年の日本の順位は、調査対象となった148ヶ国中、118位と依然低水準となっており、特に政治分野での女性参画（125位）が遅れています。

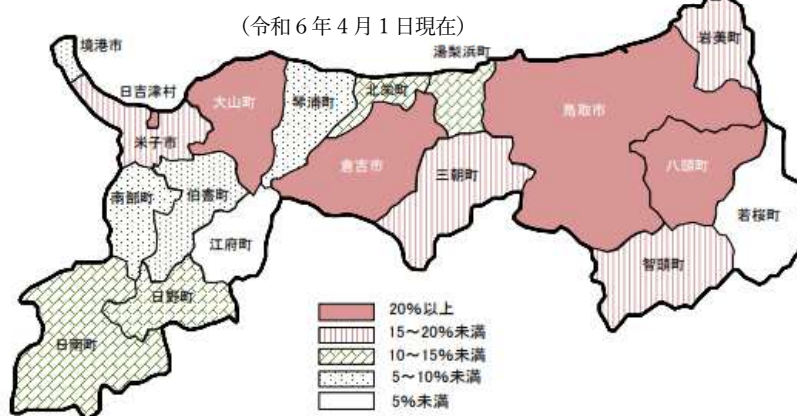
鳥取県においても、令和6（2024）年12月31日現在、女性議員の割合は、鳥取県議会では17.6%（全国9位）、市議会では19.3%（全国17位）、町村議会では13.3%（全国25位）となっており、女性議員が一人もない町村議会もあります。（出典：内閣府「都道府県別全国女性のマップ」（令和7年））

県、市町村の審議会等委員に占める女性割合は、全国と比べ高い水準を維持しており、県の審議会等委員に占める女性割合は、平成15（2003）年以降、40%以上を継続しています。市町村の審議会等委員に占める女性割合は、令和6（2024）年度で34.7%となっていますが、市町村間で差が生じているといった課題もあります。

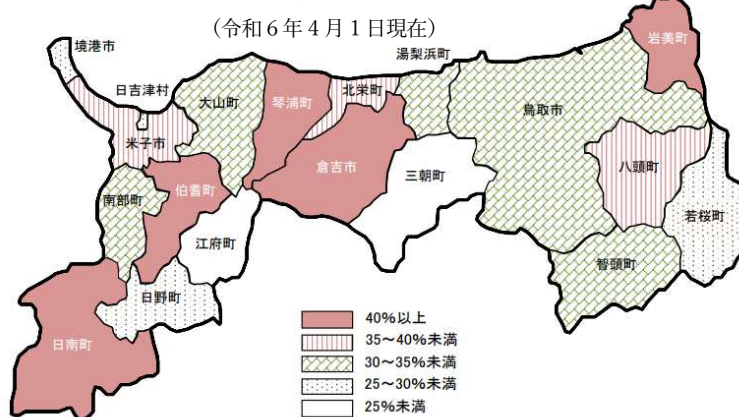
自治会やPTAなどにおいては、会長などの役員を男性が占めている場合が多く、子ども会の役員は女性が多いなど、分野によって、男女のどちらかに偏っていることがあります。

地域活動の担い手を確保し、多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、地域や組織などに残る固定的な性別役割分担意識の改善のための普及啓発を進めるとともに、政策・方針決定過程において、性別や年齢等が偏ることなく多様な人の参画を促進していく必要があります。

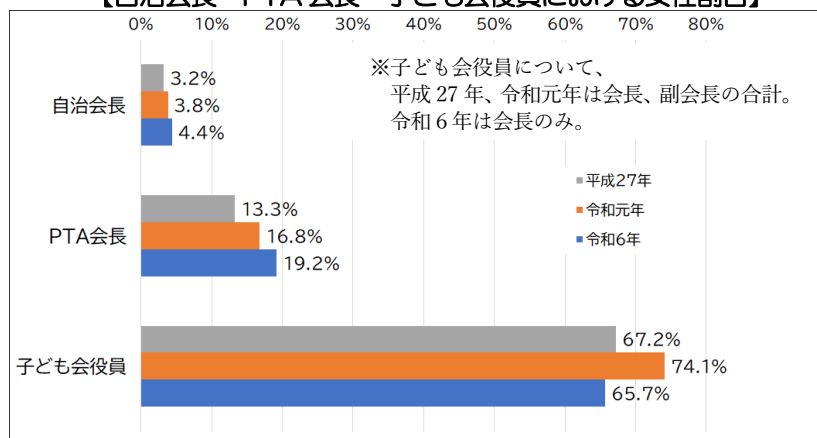
【市町村議会における女性議員の割合】



【市町村の審議会等における女性委員の割合】



【自治会長・PTA会長・子ども会役員における女性割合】



※7 スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表している各国における男女格差を測る指数。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成される。

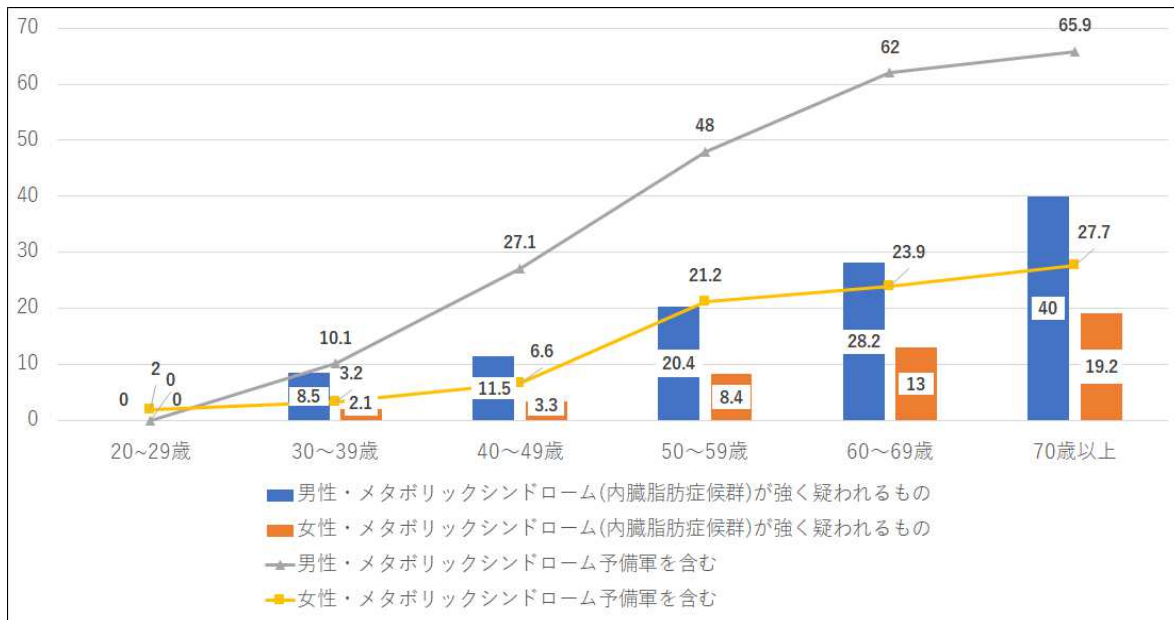
(3) 健康をめぐる現状と課題

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化する特性があり、女性のライフステージごとの健康課題に対応していくことが重要です。

特に更年期は女性だけでなく男性にもあり、性ホルモンの減少等により心身に様々な症状が発生しやすい一方、職場や社会において多くの役割を担う年代であることから、更年期に関する正しい理解や治療と仕事の両立支援を促進することが求められます。

また、男性は、女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっているほか、自死の多い傾向があります。

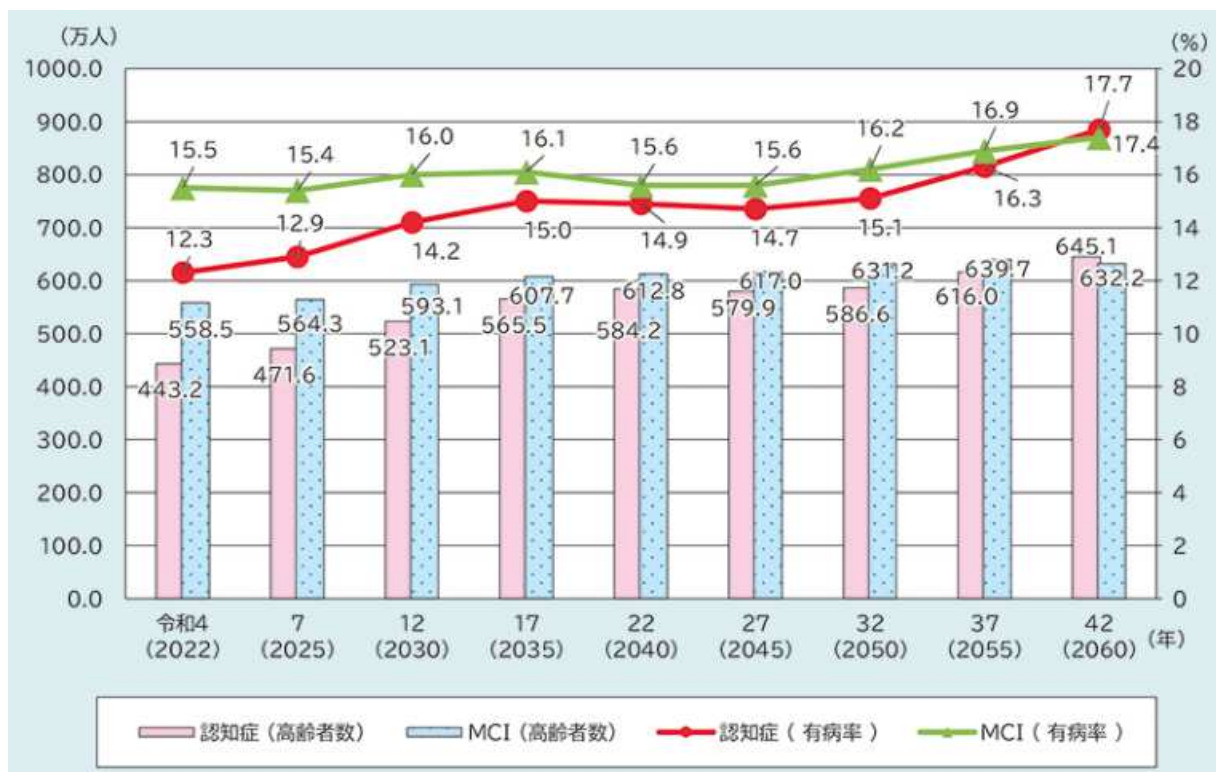
【メタボリックシンドロームの状況（全国）】



出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」（令和5年）

令和4（2022）年時点で高齢者の8人に1人が認知症といわれており、令和12（2030）年には7人に1人まで増えるといわれています。鳥取県でも少なくとも約2万2千人が認知症と推計（令和2（2020）年4月現在）されており、今後も増加する見込みです。

【認知症の高齢者数と有病率の将来推計】

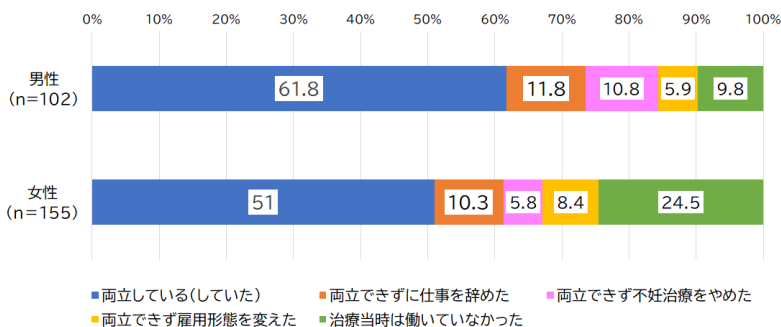


出典：厚生労働省「高齢社会白書」（令和7年）

近年、不妊に悩む夫婦や、不妊治療と両立できずに仕事を辞める人が増えています。

また、男性の育児参画が十分に得られない等の理由による子育ての孤立化により、不安を抱えている母親も多く、産後うつや、それに伴う児童虐待も発生しています。

【不妊治療と仕事の両立（全国）】



出典：厚生労働省「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」（令和5年）

#### (4) 誰もが安心して暮らせる環境整備をめぐる現状と課題

近年、地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発しています。また、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症も流行しました。大規模災害の発生や感染症の流行等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちになる、女性が職を失いやすい、DV等の被害が増加するといった課題が一層顕著に現れると指摘されています。

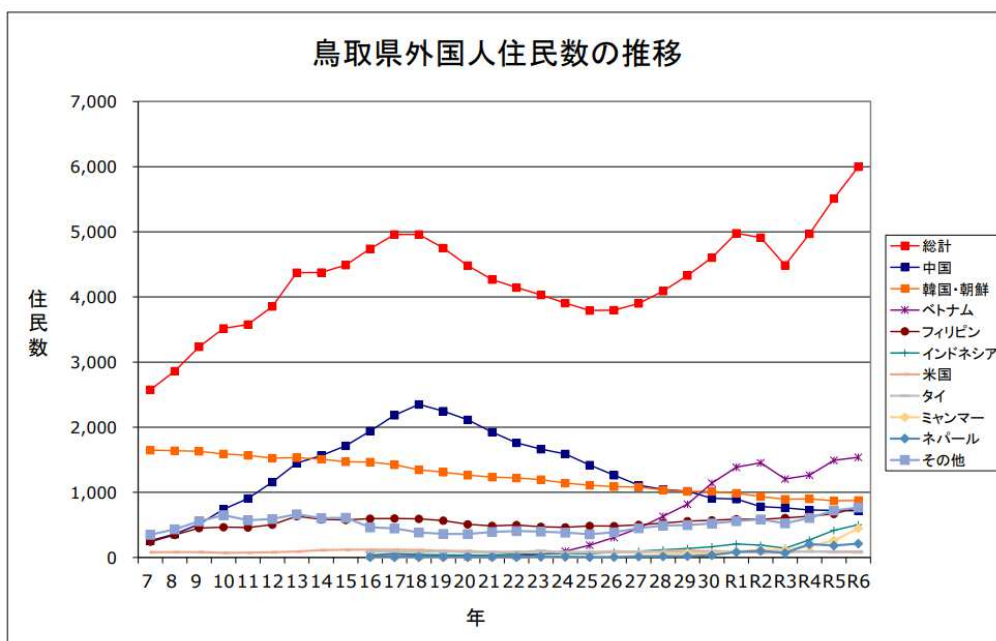
鳥取県では、全国に先駆け、これまで登用が進んでいなかった都道府県防災会議委員への女性登用を積極的に進めています。災害対応においては、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

令和6（2024）年度における鳥取県の高齢化率（65歳以上）は33.9%と、全国の29.3%に比較しても高齢化が進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。高齢期を迎えても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるようにするには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要です。

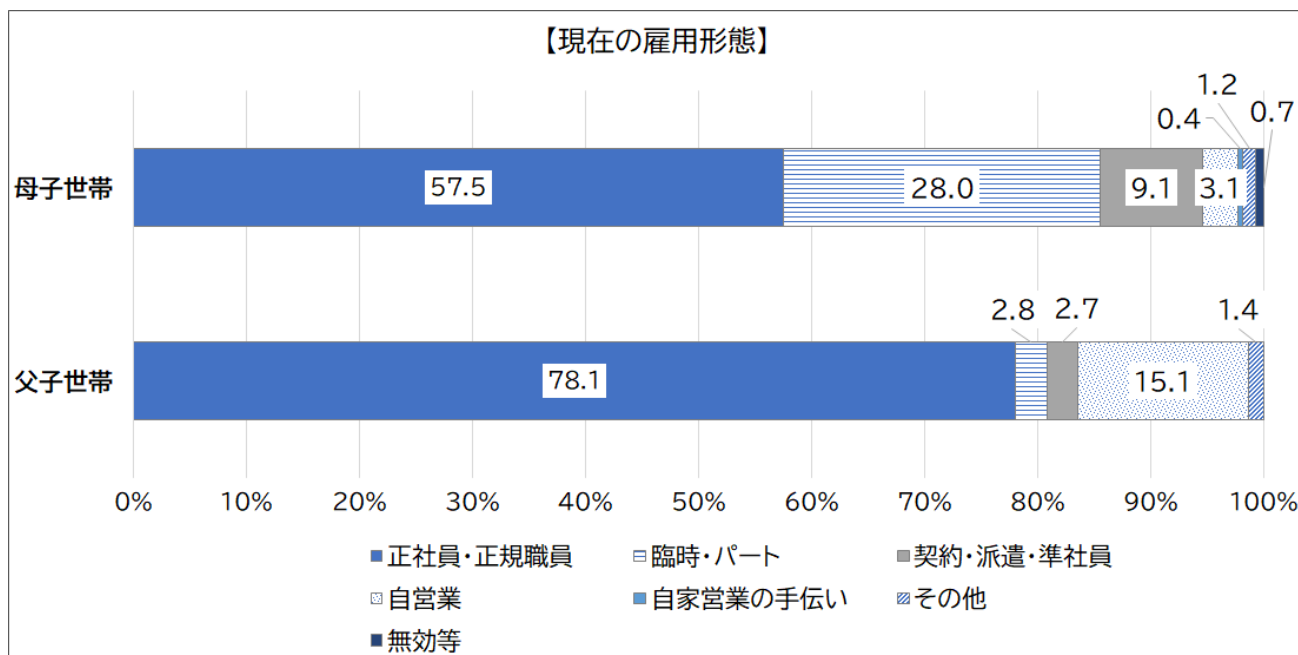
さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

鳥取県では、平成21（2009）年に「あいサポート運動」を開始し、平成25（2013）年には、全国で初となる「鳥取県手話言語条例」を、平成29（2017）年には、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を制定し、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指しています。

県内に在住する外国人は75カ国、6,000人（令和6（2024）年6月末現在）となっています。国際化が進展する中で、国際性豊かな人材の育成と地域の活性化、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。



ひとり親家庭においては、母親か父親のいずれかが仕事や子育てなどを一人で担う必要があり、経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親は約9割が就業しているものの、特に、母子家庭において非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にあるため、年収200万円未満の世帯が約30%を超えています。



出典：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（令和5年）

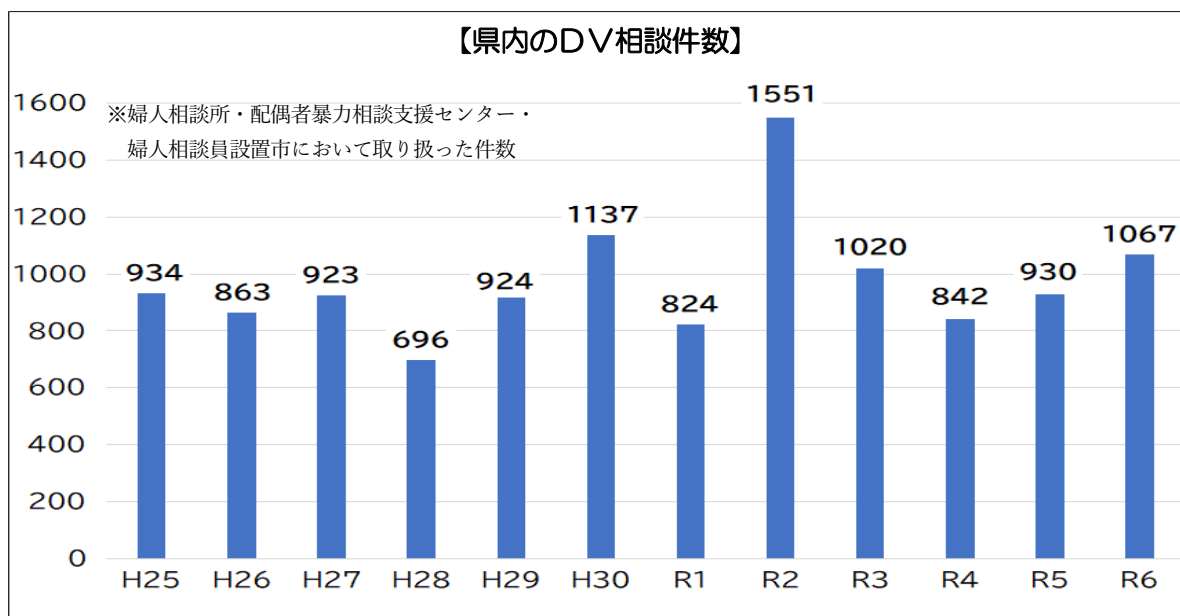
性的マイノリティは、近年社会的に認知されつつあり、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進めている企業が少しずつ増えています。令和2（2020）年度に実施した鳥取県人権意識調査では、自分の周りにいないと考える方といると考える方の割合がいずれも約35%と、県内での性的マイノリティへの関心度が変化しつつあることがうかがえます。

#### （5）暴力をめぐる現状と課題

SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、性暴力被害が多様化しています。子どもたちの発育・発達の早熟化、情報の氾濫など取り巻く環境の変化等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでおり、交際中の男女間の暴力や性犯罪を含めた性に関する問題行動が生じています。

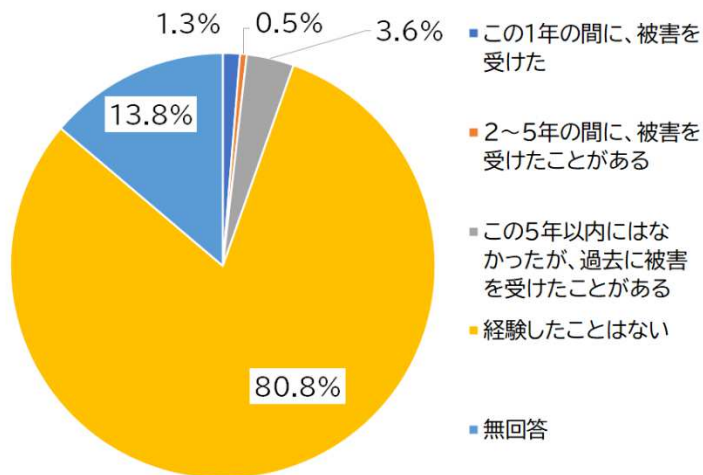
また、鳥取県内のDVに関わる相談は令和6（2024）年度に1,067件ありました。鳥取県男女共同参画意識調査（令和6（2024）年度）によると、女性の4.8%、男性の1.8%が過去5年間にDV被害に遭ったことがあると答えており、そのうち約53%が被害をどこ（誰）にも相談していません。

また、女性の10.5%、男性の2.0%が、性暴力被害の経験があると答えています。

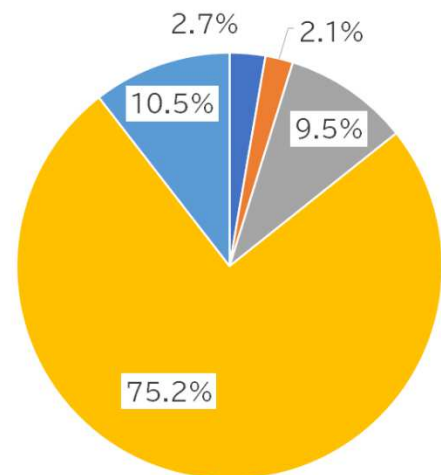


## 【ドメスティックバイオレンス（DV）被害経験】

男性

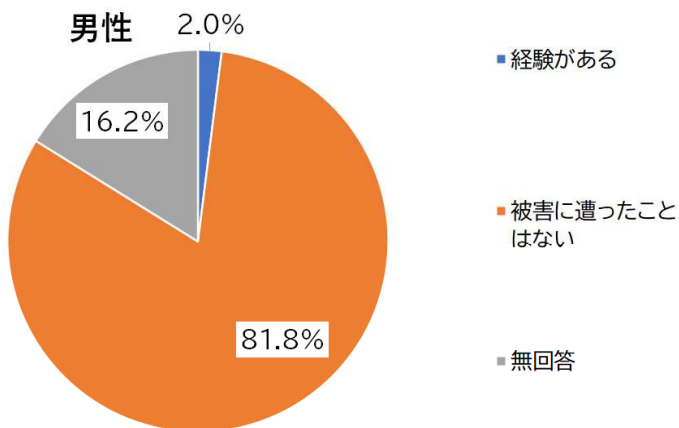


女性

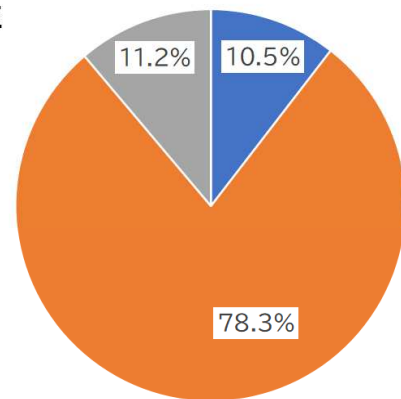


## 【性暴力被害経験】

男性



女性



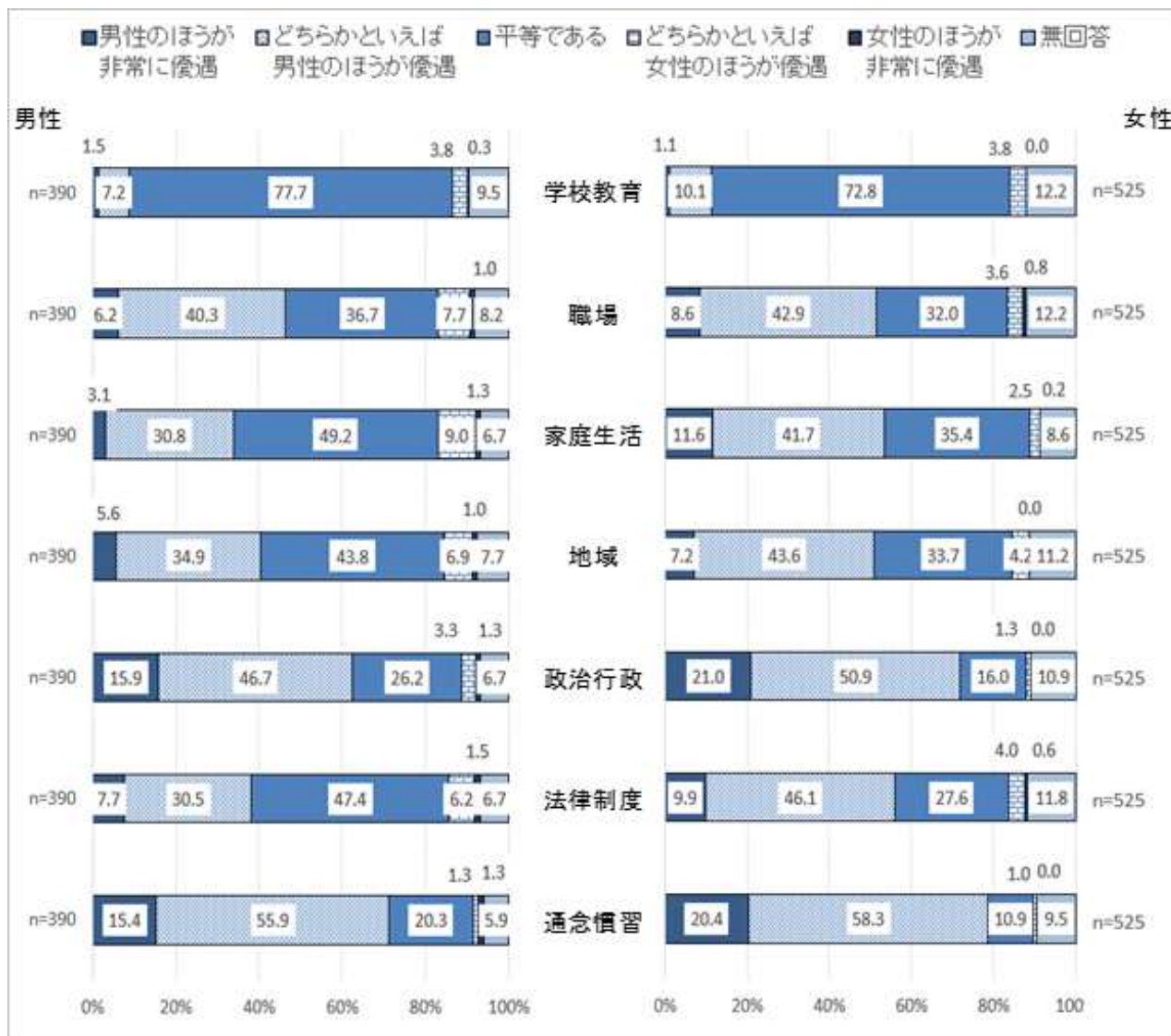
※「経験がある」の値は全体から「被害に遭ったことはない」、無回答を除いたもの

出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和6年）

(6) 意識に関する現状と課題

令和6（2024）年度に実施した鳥取県男女共同参画意識調査によると、男女の地位の平等意識について、「学校教育」の場では約7割以上の方が「平等」と感じていますが、「通念慣習」「家庭生活」「職場」など様々な場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。

【男女の地位の平等感】



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和6年）

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念が大きな障壁となっています。就労の場のみならず、教育現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けることがあるため、職場、学校、家庭、地域など全ての場で多様な価値観を意識して生活する必要があります。

また、国際化が進展する中で、国際的視野に立った男女共同参画社会づくりを推進するため、国際性豊かな人材の育成と一人一人の異文化への理解が必要となります。

## 第3章 計画の内容

### 鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

#### 基本テーマA

#### ウェルビーイング (wellbeing ※2) に向けた環境づくり

ライフステージに応じて希望する働き方を選択できる社会の実現に向け、全ての人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスをとり、充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

| 重点目標                 | 施策の基本的方向   |
|----------------------|--|
| 1 働く場における女性の活躍推進     | (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進<br>(2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり<br>(3) 女性の起業支援の強化<br>(4) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 |
| 2 地域・社会活動における女性の活躍推進 | (1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進<br>(2) 地域活動における男女共同参画の推進<br>(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進   |

#### 基本テーマB

#### 安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

| 重点目標                 | 施策の基本的方向   |
|----------------------|--|
| 3 生涯を通じた健康支援         | (1) 生涯を通じた健康の保持増進<br>(2) 妊娠・出産等に関する支援  |
| 4 誰もが安心して暮らせる環境整備    | (1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進<br>(2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備<br>(3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備<br>(4) 外国人が暮らしやすい環境の整備<br>(5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援<br>(6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築 |
| 5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 | (1) 暴力を許さない社会づくり<br>(2) 安心して相談できる体制づくり<br>(3) 様々な情報を適切に見分けられる能力の育成   |

#### 基本テーマC

#### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

| 重点目標                  | 施策の基本的方向  |
|-----------------------|---|
| 6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 | (1) 男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策の推進<br>(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進<br>(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供<br>(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進<br>(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進 |

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念（再掲）

## 基本テーマA ウェルビーイング（well-being）に向けた環境づくり

### 重点目標1 働く場における女性の活躍推進

多様で柔軟な働き方や、働きやすい職場環境づくりの推進により、働くことを希望する全ての人が安心して生き生きと働き続け、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

#### 施策の基本的方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭の両立に対する理解促進や、子育て・介護支援の充実、男性の家事・育児や介護への参画促進により、働くことを希望する全ての人が、仕事と家庭の調和を保ちながら働き続けられる環境を整備します。

##### ① ワーク・ライフ・バランスの理解・取組促進

企業トップや管理職の意識改革を進め、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス（※8）」を県内に増やすとともに、長時間労働の是正など、管理職も含めた従業員の働き方の見直しを働きかけます。

また、育児休業、介護休業など法に基づく取組の促進や、短時間・短日数勤務制度、時差出勤に加えて、在宅勤務や職務内容・勤務地・労働時間を選択できる働く時間や場所を限定しない働き方、短時間正社員制度の導入など、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の普及に努めます。

併せて、女性が鳥取県で働きたいと思える、魅力的な職場の確保に向けて、男女共同参画推進企業数の増加に取り組み、求職者に対する情報発信を促進します。

##### 【主な取組】

- ・職場環境等実態調査や訪問を通じた企業の課題や要望の把握
- ・イクボス・ファミボスの理念の普及啓発、優良取組事例の発信・拡大
- ・全ての人が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「男女共同参画推進企業」の認定促進及び、認定企業のフォローアップ
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による就業規則等整備支援
- ・短時間正社員等、それぞれのライフスタイルに対応した多様な働き方の普及促進
- ・企業規模別の働きやすさ（勤務形態・休暇制度）の実態や優良事例の発信 等

##### ② ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりとして、年度中途に希望する保育所等へ入所できる体制の整備やニーズに対応した保育サービスの提供、就学期も含めた子育て世帯の経済的負担軽減を図ることで、妊娠・出産後も安心して働き続けられる環境を整備するとともに、企業等における貴重な人材の介護離職防止に向けた介護支援の充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等の体制整備や一時預かり、病児・病後児保育等の受け皿確保
- ・放課後児童クラブ等の施設整備を図る市町村等への助成、放課後児童クラブ等への運営費助成
- ・医療費助成、高等学校の通学費助成など子育て世帯の経済的負担軽減
- ・介護サービスや制度に関する情報提供、介護離職の防止等に関する研修会の実施
- ・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による働く人のライフステージごとの健康課題への理解促進と配慮、仕事と健康課題の両立の支援 等

##### ③ 男性の家事・育児や介護への参画促進

男性への啓発、意識改革を進め、長時間労働の是正や、気兼ねなく育児休暇・休業等を取得できる職場環境整備を支援し、男性の家事等への積極的な参画を促します。

##### 【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える意識改革
  - ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信
  - ・男性職員の家事・育児参画を積極的に応援するモデル企業を金融機関と連携して支援
  - ・男性の育児・介護等に係る休暇・休業取得を促進する企業の取組支援 等
- （取組例）男性が家事・育児・介護に関わることを前提とした職場運営・人事評価 等

※8 子育てはもちろん介護しながら働き続けられる職場環境づくりを担い、部下の仕事と家庭の両立を応援する、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダーのこと

## 施策の基本的方向2 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

働くことを希望する全ての人が、採用・配置・昇格にあたって公正に評価され、多様な分野で活躍できるよう、様々なハラスメント(※9)の防止や、目指したいと思えるロールモデル(※10)の提示など、女性のキャリアアップ・キャリアデザイン形成に向けた支援が必要です。

企業における女性の人材育成等の取組や、働きやすい職場づくりへの支援により、一人一人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

### ① 企業における女性活躍の促進

管理的地位で活躍する女性や、管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。

#### 【主な取組】

- ・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録促進
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による就業規則等整備支援（再掲）
- ・企業における女性活躍のための人材育成や女性が就業・就業継続しやすい環境整備の支援 等

### ② 自治体における女性活躍の促進

率先垂範による女性の活躍推進の観点から、県庁においては、能力・実績に基づいた女性職員の登用や、職員の仕事と生活の両立の推進を引き続き図るとともに、市町村における女性活躍に向けた取組が進むよう、様々な情報を提供します。

#### 【主な取組】

- ・性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部登用の継続的な推進
- ・フレックスタイム(※11)、サテライトオフィス(※12)などを活用した働き方改革
- ・鳥取方式短時間勤務制度の創設(※13)
- ・イクボス・ファミボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・県、市町村における男女共同参画の取組状況の公表 等

### ③ 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

中・高・大学生などを対象とした職業意識の醸成やキャリア形成に向けた取組の推進、多様な分野で活躍している目標となる女性の紹介や交流の場の提供、女性従業員を対象としたキャリア形成に資する研修の実施、正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている方など再就職を希望する女性への学びなおしの機会の提供や就職支援等、女性のキャリアアップ・キャリア形成を支援します。

#### 【主な取組】

- ・企業等で活躍するロールモデル等による中高・大学生を対象としたキャリア教育の実施
- ・メディアやホームページ、SNSを活用したロールモデルの発信
- ・女性従業員を対象としたキャリアアップセミナーの実施
- ・希望に沿った就業が実現するよう企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークによる支援
- ・離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースの設定
- ・女性のデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援 等

### ④ 雇用における機会の均等と公正な待遇の確保

男女間の賃金格差や正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差解消など、性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、働く場における様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりを支援します。

#### 【主な取組】

- ・希望に沿った就業が実現するよう企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークによる支援（再掲）
- ・同一労働同一賃金の導入や正社員化に向けた待遇改善を含む、企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による就業規則等整備支援
- ・各種ハラスメントをテーマとしたセミナー等の開催
- ・カスタマーハラスメント（顧客等からの著しい迷惑行為）対策等が義務化されたことに伴う事業主等への啓発活動 等

※9 セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどのこと

※10 社員などが将来において目指したいと思う、模範となる存在のこと

※11 一定の期間について予め定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと

※12 企業の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと

※13 短時間勤務を行うことを前提に常勤職員として採用し、働き方支援休暇（無給休暇）を包括的に承認することにより実質週30時間勤務を可能とする制度。

### 施策の基本的方向3 女性の起業支援の強化

地域の実情を踏まえつつ、女性が自らやりがいを持って取り組める仕事の創出にチャレンジすることを後押しするため、女性の起業の裾野拡大に取り組みます。

また、国の支援制度等とも連携しつつ、起業の第一歩を踏み出した段階からその後の起業ステージを通じて切れ目のない支援が提供されるよう、関係機関との連携体制の構築を支援するとともに、事業が続けやすい環境づくりを進めます。

#### 【主な取組】

- ・女性起業家等に対する起業に係る啓発及び事業発展を支える支援体制の構築
- ・ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援
- ・女性のための起業セミナー等の継続的な開催を通じた、様々なロールモデルとの出会いや起業を目指す仲間たちとのネットワーク形成の促進
- ・抱える悩みや壁の状況に応じたきめ細かな相談対応
- ・女性の視点に立った起業支援やコーチング等のスキルを有する外部専門人材の受け入れ 等

### 施策の基本的方向4 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

女性が能力を発揮し経営に参画するためには、女性の経営能力・技術向上に対する支援を一層進める必要があります。

鳥取県では、基幹的農業従事者の約4割が女性であり、農林水産業においては、女性が重要な担い手となっています。

農林水産業や商工業などの担い手として誰もが能力を発揮でき、適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進に向けた啓発や、女性の経営参画に向けて活動しやすい環境づくりを進めます。

また、「みんなで話彩<sup>はなさい</sup>や」において課題等の声が多く聞かれた分野（例：農業など）を中心に、女性参画等の取組を進めます。

#### 【主な取組】

- ・農業協同組合の役員等への女性登用促進や農業委員に占める女性割合の向上
- ・家族経営協定締結や女性の経営参画・能力発揮につながる取組の支援
- ・女性農林水産業者の仲間づくりや交流の促進
- ・技術習得や安全対策の向上支援、スマート農林水産業の導入による女性の就業促進
- ・性別役割分担意識や思い込みに気づき、自らの行動変容を促し周囲に伝播・波及を図っていく県民運動の展開、出前講座（学び）の要素を加えた「話彩<sup>はなさい</sup>や」の機会の提供
- ・女性のための起業セミナー等の継続的な開催を通じた、様々なロールモデルとの出会いや起業を目指す仲間たちとのネットワーク形成の促進（再掲） 等

#### 重点目標1の数値目標

| 項目                      | 現状値           |       | 目標値    |     |
|-------------------------|---------------|-------|--------|-----|
| 男女共同参画推進企業認定数           | 1,100社        | R6    | 1,500社 | R12 |
| 年次有給休暇取得率（中小企業）         | 62.5%         | R6    | 70%    | R12 |
| 年度中途の保育所等の待機児童数         | 3人            | R7    | 0人     | R12 |
| 男性の育児休業取得率（民間企業）        | 37.6%         | R6    | 85%    | R12 |
| 介護を理由にした離職者がいる企業割合      | 7.2%          | R5    | 3%     | R12 |
| 管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合 |               |       |        |     |
|                         | 従業員10人以上の事業所  | 27.1% | R6     | 30% |
|                         | 従業員100人以上の事業所 | 26.7% | R6     | 30% |
| 県の管理的地位（係長級以上）に占める女性割合  | 37.9%         | R6    | 40.4%  | R12 |
| 県立ハローワークにおける女性の就職決定率    | 74.8%         | R6    | 75%    | R12 |
| 家族経営協定締結農家数             | 434組          | R6    | 450組   | R12 |
| 農業協同組合の役員に占める女性割合       | 12.4%         | R6    | 15%    | R12 |
| 農業委員に占める女性割合            | 15.0%         | R6    | 30%    | R12 |

## 重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

身近にある地域社会を、活力があり、暮らしやすい持続可能なものとするため、自治会やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場における運営・方針決定の場への女性の参画を進め、全ての人が力を合わせて地域づくりを担っていきます。

### 施策の基本的方向1 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

議会や審議会等における女性の登用情報の「見える化」、主権者教育の充実等により、様々な方針決定過程において、女性や若者の意思が広く公平に反映されるよう取組を進めます。

【主な取組】

- ・県審議会等委員への女性の積極的な登用
- ・政治分野における男女共同参画の推進状況の公表
- ・専門機関と連携した学校への主権者教育に関する出前講座の実施
- ・女性や若者の政治分野への参画拡大に向けた機運醸成を図るための取組支援
- ・自治会活動等に女性や若者の参画を進める普及啓発
- ・女性や若者が参画しやすい環境づくりの推進（託児等） 等

### 施策の基本的方向2 地域活動における男女共同参画の推進

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、介護、防犯活動などでの支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくために、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図るとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・地域づくりに取り組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援
- ・市町村と連携した男女共同参画に関する出前講座の実施
- ・コミュニティ・スクール(※14)等、地域・学校が連携・協働して子どもたちの成長を見守る活動の推進
- ・性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきによる固定的な性別役割分担意識の解消
- ・自治会の女性役員増加に取り組む団体への支援 等

### 施策の基本的方向3 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツなど、あらゆる分野において老若男女がバランス良く参画することで、多様な発想が生まれ、活動の活性化が期待できます。

あらゆる分野で男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・地域づくりに取り組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援（再掲）
- ・各種団体等における運営・方針決定の場への女性の参画促進
- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発 等

## 重点目標2の数値目標

| 項目                              | 現状値   |    | 目標値         |     |
|---------------------------------|-------|----|-------------|-----|
| 県審議会等における女性委員割合                 | 42.7% | R6 | 40%以上 60%以下 | R12 |
| 「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合   | 38.0% | R6 | 50%         | R12 |
| 選挙管理委員会等専門機関と連携した主権者教育を実施した高等学校 | 62.5% | R6 | 80%以上       | R12 |
| 自治会長に占める女性割合                    | 4.4%  | R6 | 10%         | R12 |

※14 学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える学校運営協議会制度を導入している学校のこと。

## 基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 重点目標3 生涯を通じた健康支援

お互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化する特性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じて誰もが安心して、生き生きと暮らすことができるよう、県民の心身の健康を支援します。

#### 施策の基本的方向1 生涯を通じた健康の保持増進

人生100年時代を見据え、老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、若い頃からの健康支援が必要です。

健康づくりのためのスポーツに取り組みやすい環境づくり、各種がん検診の受診促進、相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙・飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進の取組を進めるとともに、薬物乱用を防止するための啓発活動や、喫煙・受動喫煙に関する正しい知識の普及に向けた取組、HIVをはじめとする感染症の感染予防の啓発や医療体制の充実など、健康をおびやかす問題への対策を推進します。

また、婦人科疾患や更年期障害などの女性の健康をめぐる様々な問題について、ライフステージに応じて支援します。

##### 【主な取組】

- ・総合型地域スポーツクラブの育成等を通じた誰もが身近な地域でスポーツに取り組みやすい環境づくり
- ・がんに対する正しい知識の普及・啓発及び休日検診の実施など検診を受けやすい体制の整備
- ・街頭キャンペーン等による生活習慣病や自死の予防に関する普及啓発
- ・認知症サポーターの拡大、医療体制の充実、相談・支援の強化など介護・認知症予防の取組促進
- ・学校や職場、地域における薬物、喫煙等に関する正しい知識の普及啓発
- ・エイズ・感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制の充実
- ・女性特有の健康課題を解決する技術（フェムテック※15）の推進 等

#### 施策の基本的方向2 妊娠・出産等に関する支援

性別にかかわらず、子どもの頃から、妊娠・出産に関する正しい知識や、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※16の意識の普及、命を大事にする、互いに尊重しあう人間関係やジェンダー平等、性的同意、予期せぬ（思いがけない）妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた包括的な教育及び普及啓発などを行います。

また、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ・健康教育や出前授業の実施による妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・不妊治療の経済的負担軽減や不妊治療と仕事の両立がしやすい環境づくり支援
- ・産後ケアに係る利用者負担額の無償化、産後ケア（宿泊型）サービスの受け皿拡大
- ・企業と連携した子育て世代へのサービス提供、子育て支援団体と連携した市町村子育て世代包括支援センター等における相談へのきめ細かな対応など地域で子育てを応援する機運の醸成・体制整備
- ・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）と併せた性や健康に関する正しい知識の習得（プレコンセプションケア※17）の推進 等

※15 「Female（女性）」＋「Technology（技術）」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決すること。

※16 平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。

性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利のこと。

※17 毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。コンセプション（Conception）とは受精や妊娠を指すが、プレコンセプションケア（Preconception care）は将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。

重点目標3の数値目標

| 項目                         | 現状値   |    | 目標値                    |     |
|----------------------------|---|----|------------------------|-----|
| 運動習慣のある者の割合                | 男性：23.0%<br>女性：22.1%  | R4 | 男女とも30%                | R11 |
| 健康寿命                       | 男性：71.58年<br>女性：74.74年  | R5 | 男性：73.08年<br>女性：76.24年 | R11 |
| 市町村が実施するがん検診受診率            | 胃がん：26.0%<br>肺がん：28.9%<br>大腸がん：28.7%<br>子宮がん：34.2%<br>乳がん：30.2% | R5 | 50%                    | R11 |
| 人工妊娠中絶率<br>(15～49歳女子千人当たり) | 6.5%  | R5 | 5.5%                   | R11 |
| 自殺死亡率<br>(人口10万人当たりの自死者数)  | 12.1  | R6 | 10.0以下                 | R11 |
| 産後ケア施設数                    | 26施設  | R6 | 27施設                   | R10 |

## 重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

災害など非常時に女性がより多くの影響を受けることが指摘されていることを踏まえ、防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めるとともに、様々な困難を抱える人々の主体性を尊重しつつ必要な支援を行うことで、その持てる力を引き出し、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を進めます。

### 施策の基本的方向1 防災・災害復興における男女共同参画の推進

全国各地で頻発する地震や、想定を上回る豪雨、豪雪などの自然災害が相次ぐ中、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進や、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進するとともに、「支え愛マップ」(※18)づくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動を促進します。

#### 【主な取組】

- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備
- ・出前説明会・防災講演などの普及啓発や訓練実施などによる住民主体の防災体制づくりの推進
- ・市町村との連携による男女共同参画の視点に立った避難体制の整備や避難所の環境整備(女性専用ブースなど)の推進
- ・「支え愛マップ」づくりの推進
- ・女性をはじめ多様な人材の消防団の加入促進・充実強化 等

### 施策の基本的方向2 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、充実した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路、駅などのバリアフリー化、移動手段の多様化などを進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

#### 【主な取組】

- ・暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりに向けた地域住民の話し合い促進、地域運営組織づくりの支援
- ・ふれあい共生ホームの設置・取組推進
- ・地域包括ケアシステムの構築・深化
- ・とっとりいきいきシニアバンクの潜在的な人材の掘り起こしと活躍の場の提供
- ・高齢者をはじめ、障がい者、妊産婦、性的マイノリティの方を含む誰もが利用しやすいバリアフリートイレなどの公共的施設・設備の整備促進 等

### 施策の基本的方向3 障がい者が暮らしやすい環境の整備

共生社会の実現に向け、全国に先駆けて取り組んできた鳥取県において、これまでの取組をさらに発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指します。

障がい者がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。

また、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を積極的に推進するとともに、障がい者の家族等が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(家庭内援助)の負担軽減のための施策を推進します。

#### 【主な取組】

- ・障害者就業・生活支援センターへの職場開拓支援員等の配置、ジョブコーチ支援の充実化等による、雇用・就業・定着促進
- ・あいサポート運動研修、障がい当事者による障がい者理解公開講座等の実施
- ・重度障がい児等が地域で安心して生活するための支援の実施 等

※18 災害時の避難先・避難経路、手助けや声掛けが必要な人、必要な支援ができる人などの情報を盛り込んだ地図のこと

## 施策の基本的方向4 外国人が暮らしやすい環境の整備

国際化が進展し、県内で暮らす外国人が増加する中で、国際性豊かな人材の育成と地域の活性化を図る取組を進めるとともに、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

県内で働いたり、生活したりする外国人に対して、多言語での日常生活・緊急防災情報の提供や、相談体制の整備、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

### 【主な取組】

- ・外国人相談体制の整備、多文化共生推進をサポートする団体等の活動支援
- ・ホームページ、SNS等での多言語情報の発信、日本語学習機会の提供
- ・医療等通訳ボランティアによるコミュニケーション支援の拡充
- ・国際交流フェスティバル、異文化理解体験講座などによる国際理解の推進 等

## 施策の基本的方向5 ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

性別を問わず生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対し、子育て・生活支援、就業支援など、地域での生活を総合的に支援する必要があります。

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、ひとり親家庭への支援や、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、様々な属性（※19）を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見があいまって、女性であることで更に複合的な困難を抱えることがあることに留意し、正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めます。

### 【主な取組】

- ・ひとり親家庭に対する子育てや生活、就業支援、養育費の確保、民生委員やこども食堂等地域とのつながりを生かした総合的な支援
- ・ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援
- ・貧困等生活上の困難や性的な被害・配偶者等からの暴力等、様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援 等

## 施策の基本的方向6 性の多様性を前提とした社会システムの構築

性的マイノリティについての認知は進みつつありますが、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を進める取組が必要です。

行政の仕組みが性の多様性に対応したものとなっているかあらためて点検するとともに、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング）対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

### 【主な取組】

- ・学校教育における、児童生徒の発達段階に応じた、きめ細かな対応の実施や教育の推進
- ・教職員への研修の充実
- ・多様な性のあり方についての社会的な理解促進・環境づくり
- ・アウトティングなどを許さない社会づくりの推進
- ・性の多様性に関する相談体制の強化、居場所づくり 等

## 重点目標4の数値目標

| 項目                               | 現状値       |    | 目標値       |     |
|----------------------------------|-----------|----|-----------|-----|
| 支え愛マップづくりに取り組む自治会数               | 1,004 地区  | R6 | 1,104 地区  | R11 |
| 暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取り組む地区数   | 49 地区     | R6 | 58 地区     | R11 |
| 新たなコミュニティ・ドライブ・シェアの取組エリア数        | 6 エリア     | R6 | 29 エリア    | R12 |
| あいサポーター数                         | 703,364 人 | R6 | 795,000 人 | R12 |
| 障がい者雇用率（民間企業）                    | 2.56%     | R6 | 2.7%      | R11 |
| ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数 | 18 市町村    | R6 | 19 市町村    | R12 |

※19 例えば、アイヌの人々であること、障がいがあること、性的マイノリティであること、部落差別（同和問題）に関すること、外国人やルーツが外国であること

## 重点目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

人権侵害である性暴力をはじめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。

### 施策の基本的方向1 暴力を許さない社会づくり

男女共同参画社会の実現に向け、DV、性暴力やストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、その対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず、あらゆる暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者の立場に立った切れ目ない支援に取り組みます。

また、SNSや生成AI、スマートフォンや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、多様化する犯罪被害に対し、的確に対応するとともに、若者を中心とした予防教育・啓発に取り組みます。

#### ① 性暴力の防止及び被害者支援

性暴力の被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性などの普及啓発を行います。

また、性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。

##### 【主な取組】

- ・加害者にも被害者にもならないための予防に向けた、子どもの頃からの発達段階に応じた教育・啓発の充実
- ・公開講座などによる性暴力被害者支援についての意識啓発
- ・県犯罪被害者総合サポートセンターや民間支援団体による緊急避妊・性感染症検査・精神科などの医療支援、カウンセリングなどの心理的支援、法的・生活支援などの総合的な支援の提供
- ・女性を標的とした加害行為の未然防止、再被害防止のための対策の推進 等

#### ② 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

性犯罪の被害防止に向けた予防的活動を推進するとともに関係機関との連携による被害者支援及び相談体制の充実を図ります。

また、ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

##### 【主な取組】

- ・声かけや速やかな情報発信などによる犯罪被害の未然防止、再被害防止のための対策の推進
- ・ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応の推進
- ・女性を標的とした加害行為の未然防止、再被害防止のための対策の推進（再掲）
- ・警察等組織における被害申告・当事者に応じた相談をしやすい環境の整備
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置 等

#### ③ DV防止及び被害者支援

DV及びデートDV防止に向けた地域、職場、学校などにおける研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の心身の負担軽減等被害者に寄り添った緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を進めます。

##### 【主な取組】

- ・DVなどの暴力やハラスメントに関するセミナー等による人権に関する意識啓発
- ・DV（デートDV）予防啓発支援員による、DV予防の啓発推進
- ・DV被害者の心身の健康回復と経済的自立に向けた支援
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置（再掲） 等

#### ④ 児童虐待の防止及び被害者支援

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を強化するとともに、DV防止との連携も含め、関係機関の連携強化を図ります。

##### 【主な取組】

- ・一時保護も含めた児童相談所の体制強化及び職員の資質向上
- ・児童虐待の予防、早期発見及び子どもの安全と人権を最優先した早期対応のための配偶者暴力相談支援センター、警察など関係機関との連携強化
- ・鳥取県版アドボカシー（子どもの意見表明支援等）（※20）の構築
- ・市町村こども家庭センターの設置促進、機能充実 等

※20 子どもの権利擁護のため、子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

## 施策の基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、県犯罪被害者総合サポートセンターや民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター等の様々な関係機関の連携を強化し、安心して相談できる体制を整えます。

### 【主な取組】

- ・研修等を通じた相談機関の連携強化
- ・多様な手段による相談受付など各支援センターの相談窓口の充実
- ・スクールカウンセラーの配置など学校等で相談を受ける体制の強化
- ・相談員の確保及び資質向上
- ・プライバシーに配慮し当事者に応じた相談をしやすい環境づくり 等

## 施策の基本的方向3 様々な情報を適切に見分けられる能力の育成

携帯ゲーム機やSNS、生成 AI などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルに巻き込まれないよう、インターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を、子どもたち自身が適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

また、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロール(※21)の普及促進など、社会環境づくりを推進します。

### 【主な取組】

- ・情報を主体的に収集・判断できる能力育成のため、学校における情報教育及び消費者教育の充実
- ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発
- ・年代を問わず、メディアを通じた犯罪や氾濫する性情報等に対応し、加担したり巻き込まれたりしないための啓発 等

### 重点目標5の数値目標

| 項目                                       | 現状値  |    | 目標値                              |     |
|--|--|----|----------------------------------|-----|
|  |  |    |                                  |     |
| 過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合                | 2.1%                                       | R6 | 0%                               | R12 |
| デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数                    | 133人                                       | R6 | 120人                             | R10 |
| 家庭で子どものインターネット利用に係るルールを定めていないと回答した保護者の割合 | 小2：4.8%<br>小5：4.9%<br>中2：10.3%<br>高2：10.8% | R3 | 小2：3%<br>小5：3%<br>中2：7%<br>高2：7% | R10 |

※21 子どもが利用するインターネット接続機器に、利用時間の制限、能力や年齢に応じたフィルタリングを行うなど、子どものインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと

## 基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

### 重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

年齢、性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

#### 施策の基本的方向1 男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な性別役割分担意識などに基づいた画一的な生き方にとられることなく、あらゆる場面において一人一人の望む生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育てていくことが必要です。

長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然としてあることから、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう、県民の気づきや行動変容につながる取組を更に進め、アンコンシャス・バイアスを打ち破る県民運動を展開していくほか、機会を捉えた広報・啓発活動を進めます。併せて、当事者団体をはじめ、自治会、PTAなど各種団体が自ら企画し、実施する男女共同参画に関する学習会等の活動を支援します。

また、人々の活動や生き方が多様化する中で、男女があらゆる分野へ参画する機会が確保されるためには、活動の選択に及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠であることから、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、ジェンダーの視点を取り込んだ男女共同参画施策を進めるとともに、鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開します。

##### 【主な取組】

- ・多様な手法を通じた幅広い層への男女共同参画に関する情報発信・啓発
- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした住民主体の学習会等への支援
- ・男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっている様々な問題に対する相談体制の充実、プライバシーに配慮し当事者に応じた相談をしやすい環境づくり
- ・男女共同参画白書及び男女共同参画マップによる県や市町村の取組状況の公表
- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備（再掲）
- ・性別役割分担意識や思い込みに気づき、自らの行動変容を促し周囲に伝播・波及を図っていく県民運動の展開、出前講座（学び）の要素を加えた「話彩や」の機会の提供（再掲）等

#### 施策の基本的方向2 子どもの頃からの男女共同参画の推進

鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していくことが大切です。

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重、男女共生に関する教育の充実を図るとともに、学校現場においても無意識に性別による固定的な価値観を与えることがないよう、教育関係者の男女共同参画の理解を促進します。特に、理工系分野の女性研究者・技術者を確保するため、科学技術に女子児童・生徒が興味を持つような機会を増やしていきます。

##### 【主な取組】

- ・「家庭」「公民」「保健体育」「特別活動」などの学習による男女共同参画に対する意識の育成
- ・教職員への研修の充実
- ・女子中高生の理工系分野への進学や就職の促進、機会拡大に向けた取組の推進 等

#### 施策の基本的方向3 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人一人の理解の促進と社会の意識改革が不可欠です。

固定的な性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻害しており、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても、プレッシャーとなり困難な状況に追い込んでいる側面があります。

家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識にとられず、一人一人が相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会の提供等に取り組めます。

##### 【主な取組】

- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発（再掲）
- ・インターネット、情報誌などを活用した、生涯学習情報の提供 等

## 施策の基本的方向4 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

女性が地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できるようにするには、女性に偏りがちな家事や育児、介護をはじめとした家庭生活や地域活動への男性の参画を進める必要があります。そのためには、男性自身の意識だけでなく、家庭、地域、職場など社会全体の意識変革を促し、男性が家庭生活・地域活動の担い手として積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

広報・啓発活動や学習機会の提供、職場環境の整備などを通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域での男性の参画の必要性や意義について理解を促し、参画を促進します。

また、男性の家庭・地域参画が進まない背景にある長時間労働など、男性特有の社会的・心理的制約に基づく生きづらさを解消することで、女性の負担軽減ばかりでなく、男性自身のウェルビーイング（※2）向上も期待することができます。

### 【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える意識改革（再掲）
- ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信（再掲）
- ・男性の家事等への参画や育児・介護休業取得を促進する企業の取組支援
- ・地域活動の夜間・休日開催、オンラインの活用など、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方の促進
- ・男性が相談しやすいよう、男性の臨床心理士や相談員による男性相談の実施 等

## 施策の基本的方向5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

近年、多くの外国人と関わりを持つ機会が増えていることから、国により異なる文化や価値観などを学び認め合う国際交流を進め、県民一人一人の個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、国際的な視野に立った人材育成や異文化などへの理解が必要です。

県内在住の外国人及び世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。

### 【主な取組】

- ・学校で語学指導などを行う外国語指導助手（ALT）の配置推進
- ・留学・海外体験活動などへの支援
- ・スポーツや文化芸術、観光など様々な分野での国際交流を通じた理解促進 等

## 重点目標6の数値目標

| 項目                                      | 現状値    |    | 目標値    |     |
|---|--------|----|--------|-----|
| 「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合 | 15%    | R6 | 50%    | R12 |
| 各学校における男女共同参画の理解を促進する教職員研修の実施率          | 65%    | R6 | 100%   | R12 |
| 男女協働未来創造センターによる男女共同参画に関する講座の参加者数        | 2,385人 | R6 | 2,500人 | 毎年度 |
| 男性の育児休業取得率（民間企業）（再掲）                    | 37.6%  | R6 | 85%    | R12 |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間                  | 117分/日 | R3 | 150分/日 | R12 |

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念（再掲）

**【発行元・問い合わせ先】**

鳥取県 男女協働未来創造本部 未来創造課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内

電 話 0858-22-6688

FAX 0858-23-3989

E-mail [mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp](mailto:mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp)